

2022年6月30日

各位

会社名 株式会社ダイオース  
代表者 代表取締役社長 大久保真一  
(コード番号：4653 東証プライム)  
問合せ先 執行役員管理本部長 稲垣賢一  
(TEL：03-5220-1122)  
(E-mail：k.inagaki@daiohs.com)

2022年3月期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、2022年6月30日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 対象となる四半期報告書

第54期(2022年3月期)有価証券報告書(自2021年4月1日至2022年3月31日)

### 2. 延長前の提出期限

2022年6月30日

### 3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年7月29日

### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

米国部門の連結子会社Daiohs U.S.A., Inc. (以下、「米国子会社」という。)において決算作業関係者に多数の新型コロナウイルス感染者が発生したことで2022年3月期第3四半期決算作業の遅延が生じ、2022年2月14日に2022年3月期第3四半期報告書提出期日延長の承認を受け、3月14日に2022年3月期第3四半期報告書を提出いたしました。その影響が本決算の作業スケジュールにも及ぶこととなりました。

加えて2022年5月9日付「2022年3月期決算発表の延期および第54回定時株主総会にかかる基準日設定に関するお知らせ」でお知らせいたしました通り、2022年3月期末において米国の新型コロナウイルス感染状況が落ち着いてきたことにより米国子会社のコロナ禍終息後における売上回復の見通しが概ね立ったことから、当期末で固定資産、無形資産の減損評価を行うこととなりました。

評価作業について米国子会社では60支店を有しておりますが、そのうち20支店につ

いて減損の懸念が生じたため、各支店責任者に確認しながら個別にそれらの支店の業績計画を立て、減損テストを実施いたしました。

加えて、2023年3月期に米国子会社における会計監査人が変更になることに伴い、2022年3月期末の無形固定資産残高について、後任監査法人より第三者機関による評価が必要と指摘を受け、その第三者機関への質疑応答対応など想定を超える業務が発生しました。

これらの結果、当初計画した期日までに決算作業や会計監査が完了できないことが明らかになったことから、当初2022年5月15日に予定していた決算発表を2022年6月10日に延期いたしました。

その後も有価証券報告書の法定期限内の提出に向けて決算作業及び期末監査を受けておりましたが、2022年6月30日付「連結子会社における減損評価結果に対する疑義の発生に関するお知らせ」でお知らせいたしました通り、その後当社会計監査人である三優監査法人から減損評価の算定に用いた固定資産システムの残高と会計システムの固定資産残高の不一致について指摘を受けました。

これらの結果、有形固定資産の残高、減損評価結果について疑義が生じたことにより、監査法人による追加的な監査手続が必要になり、法令に定める提出期限までに会計監査人による監査手続が完了せず、有価証券報告書を提出することができない見込みとなりましたので、やむなく提出期限の延長申請を関東財務局へ提出することといたしました。

#### 5. 今後の見通し

この度の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以 上